

◎新潟県告示第1239号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	21者	下山田浦白1485番2ほか173筆 31.9ha
関川村	2者	蛇喰669番2ほか18筆 2.6ha
新発田市	31者	宮古木上島137番ほか1,990筆 183.3ha
阿賀野市	11者	小浮坂ノ下906番ほか116筆 13.0ha
胎内市	9者	築地地下館4686番1ほか63筆 12.8ha
聖籠町	69者	諏訪山苔沼2244番1ほか1,135筆 95.4ha
新潟市	117者	北区浦木西割1724番2ほか2,230筆 266.7ha
五泉市	2者	中川新上ノ平5782番ほか27筆 4.2ha
三条市	14者	井栗道田丙902番ほか83筆 16.8ha
燕市	5者	吉田本所藤島1676番ほか37筆 4.4ha
田上町	1者	吉田新田119番ほか3筆 1.6ha
弥彦村	4者	村山堤下531番ほか7筆 0.7ha
長岡市	64者	大荒戸町前田588番ほか852筆 84.7ha
小千谷市	7者	三仏生5540番ほか47筆 6.6ha
魚沼市	3者	須原横渡り4778番2ほか17筆 1.6ha
南魚沼市	1者	中川坊村38番1ほか4筆 0.6ha
十日町市	5者	馬場乙1873番ほか25筆 3.1ha
柏崎市	30者	中田関野2045番ほか388筆 32.5ha
上越市	37者	駒林1782番ほか285筆 48.5ha
糸魚川市	7者	大平サクラ7699番ほか276筆 9.7ha
佐渡市	15者	貝塚中尾403番1ほか58筆 8.4ha
合 計	455者	7,855筆 829.3ha

2 申請年月日

平成30年11月28日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課
 新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課
 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課
 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県柏崎地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。